

受企第232号  
令和元年8月5日

北栄町監査委員 竹歳 秀明 様  
北栄町監査委員 阪本 和俊 様

北栄町長 松本 昭夫



令和元年度第1回定期監査の結果について（回答）

令和元年7月25日付発監第10号で報告のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 監査意見

(1) 指定管理者監査について

(株)チュウブについて、指定期間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）の平成29年度の町の委託料では経費を賄いきれない部分を助成金として支出し、損失がない収支報告書になっていた。

現在の指定期間が終了し、今後指定管理者を定める際は、委託料の精査を行い、委託料の他に助成金を支出することなく、適正な管理が実施できる委託料を算定するよう提言する。

また、今後新たな指定管理者を定める場合、町から委託を受け、その結果どういいう税金（国・地方税）が課税されるのか、どういいう手続きをすれば申告義務が免除されるのかを、指定管理者に周知する必要がある。

**【監査意見に対する回答】**

ご指摘の指定管理契約においては、指定管理料を超える経費に対する助成金の支出はなく適正に処理しております。今後も指定管理者を指定する際は、適正な指定管理料の算定に努めます。

また、指定管理者が課税される税金については、指定管理者自身が納税義務者として適正に納税していただくとともに、町としても必要な情報を提供するように努めます。

(2) 町有財産取得、処分、貸付状況について

ア 土地の貸付けの場合、地代を決める一つの指標に固定資産税評価額がある。固定資産税評価額が評価替えになった年度において、指標の変化が地代の算定方法に反映されていない。考慮に入れて地代を定めていただきたい。

**【監査意見に対する回答】**

賃貸契約が自動更新となっている賃貸借契約については、固定資産税評価額の評価替えが行われた年度において、賃借料を再算定し、著しく時価と乖離がある場合は、契約の見直しを行います。

イ 社会福祉協議会に栄交流福祉センター（栄保育所）の土地を無償で貸しているが、無償の理由が不明であった。独立した法人に対しては、適正な地代家賃を収受すべきと考える。また、委託料と地代収入は別々の取引であるため、相殺せず計上すること。

**【監査意見に対する回答】**

北栄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条に「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」は無償で貸し付けることができると規定されており、社会福祉協議会が実施する栄交流福祉センター（栄保育所）事業は、この要件に合致する事業であるため、無償で貸し付けを行っています。ご意見のとおりこの条例の規定によらない案件は当然に適正な対価を収受すべきと考えますし、委託料と地代収入は相殺せずに計上することとします。

ウ 町有財産については、当面活用する計画等のない財産は売却する方向で検討する必要がある。

**【監査意見に対する回答】**

未利用の町有地のうち、売却可能性が比較的高い土地の売却業務を民間事業者に委託しています。また、その他の町有財産についても、公売を検討するなど今後も売却していく方向で検討を進めています。